様式第17の４の７（第23条の９の３関係）

機能別運転資本計算表（レートベースの運転資本の算定）

	音声伝送交換機能に係る運転資本の額	データ伝送交換機能に係る運転資本の額	ＭＮＰ転送機能に係る運転資本の額	ＳＭＳ伝送交換機能に係る運転資本の額
運転資本（年額）				
接続料原価				
―）減価償却費				
―）固定資産除却費				
―）租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的な期間				
運転資本（期間額）				

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第２号に掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同条第３号に掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同条第４号に掲げる機能をいう。

２　「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の４の２表１（音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

３　「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の４の２表２（データ伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。

４　「ＭＮＰ転送機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の４の２表１（音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「ＭＮＰ転送機能」の該当する欄の値を記載すること。

５　「ＳＭＳ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の４の２表１（音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「ＳＭＳ伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。